

(令和6年度)

生涯学習援助基金活動助成金に関する



Q & A



- ① Q. 助成金の内容について教えてください。
A. 生涯学習の意識を高め、生涯学習の推進が期待できる活動に対して、助成金を交付する制度です。
- ② Q. 守口市内で活動していますが、グループのメンバーが全員、守口市内に在住・在学・在職していません。申請資格はありますか。
A. 残念ながらありません。対象は、市内在住・在学・在職の個人やグループとしています。
- ③ Q. 守口市内にグループの事務所がありますが、団体に守口市在住・在学または在職しているメンバーは一人もいません。申請資格はありますか。
A. はい、あります。守口市内の住所に事務所があれば大丈夫です。
- ④ Q. 過去、どんな事業に助成金が交付されたのですか。
A.

事業	内容	助成理由
コンサート(未就学児及び小・中学生とその家族を対象とした演奏会)	歌や踊りや小物などを利用し、幅広い年齢の子どもから大人も楽しめる内容	吹奏楽を通じて、市内の生涯学習活動の推進をはかり、また、情操教育の一助となるため。
児童作品展(児童の絵画・書写の展覧)	守口市内の小学校・教室・個人から児童の作品を募り、審査・展覧を行う。	児童の美意識高揚を図り、情操教育に寄与する事業であるため。
親学びワークショップ	子育て中の保護者を対象にした親学びワークショップや、スキルアップ研修会として、小・中学生を対象にした学校授業での親学びワークショップの実施	市内の公共施設及び小・中学校にて実施する事業であり、また、学校・家庭・地域の連携を密にするなど、子育て中の保護者や将来親となりうる小・中学生を対象とした子育て支援事業であるため。
よさこい踊り	関西より集まったよさこいチームによる演舞披露。市民参加型の総踊り	市内で活動している団体であり、よさこいを通じ21世紀を担う子ども達の健全育成及び学校・地域・家庭の連携を深める事業であるため。
守口宿歴史文化マップ作成及び文化講演会 守口宿ガイド認定ウォーク	守口宿歴史文化のマップ作成と文化講演会	市民を対象とした事業で、守口宿の歴史文化の継承をはじめ守口市内の文化財の紹介等をする事業であるため。

⑤ Q. 交付されなかった、事業例を教えてください。

A.

事業	内容	理由
小・中学校に花を植える美化活動	市内の小・中学校の花壇に花を植える活動	活動内容は、小・中学校の美化活動であり、生涯学習援助基金の助成対象(生涯学習の意識を高め、推進が期待できる事業や活動)に該当しないため。

⑥ Q. 助成金額が「自己負担金の範囲」となっていますが、どういうことでしょうか。

A. 助成を希望する活動にかかる経費に対して、その団体(及び個人)が実質負担しなければならない額の事です。

《例》

収入	支出(活動にかかる経費)
協賛金・会費など 300,000円	500,000円
差 額	200,000円

※この場合、200,000円が「自己負担金の範囲」となります。



⑦ Q. 申請金額の全額を助成してもらえますか。

A. いいえ。提出していただいた書類を厳正に審査し、助成額を決定させていただきます。また、令和6年度から、助成金額の上限を、1申請者当たり50万円とします。

⑧ Q. 書類審査だけですか。

A. 書類を提出後、内容を確認するために、電話や面談等で、詳細をお聞きします。また、審査会当日に、申請団体の代表者にご出席いただき、詳細をお聞きさせていただきます。

⑨ Q. 事業で使用する備品や飲食費は助成金の対象となりますか。

A. いいえ。原則、助成対象外です。

⑩ Q. 印刷物などの物品等を配布する事業は助成金の対象ですか。

A. 令和6年度から、単なる印刷物などの物品等の配布のみの事業は助成対象外とします。

⑪ Q. 申請書提出締切日までに、すでに活動が完了している場合、助成の対象とはなりませんか。

A. 令和6年度から、交付決定前に実施した活動は、原則、助成対象となりません。